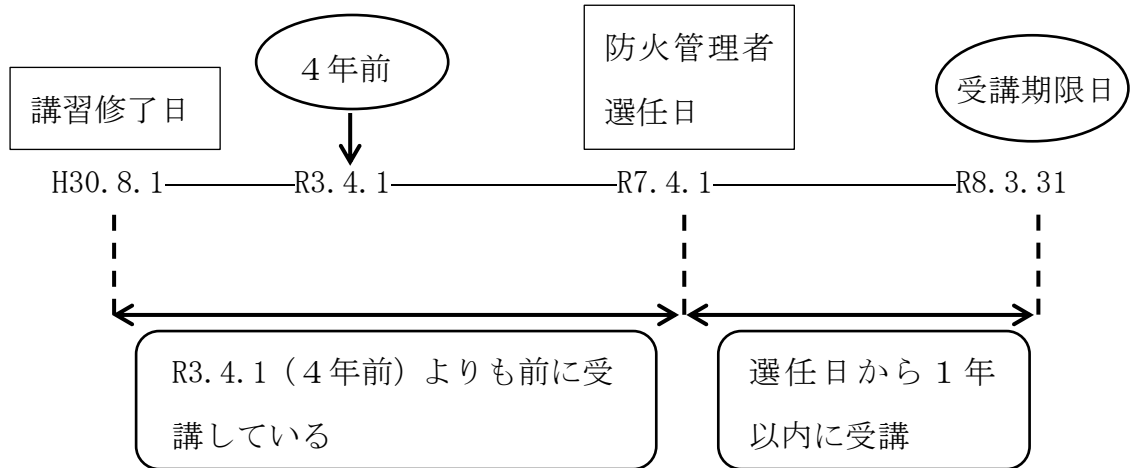


再講習受講期限

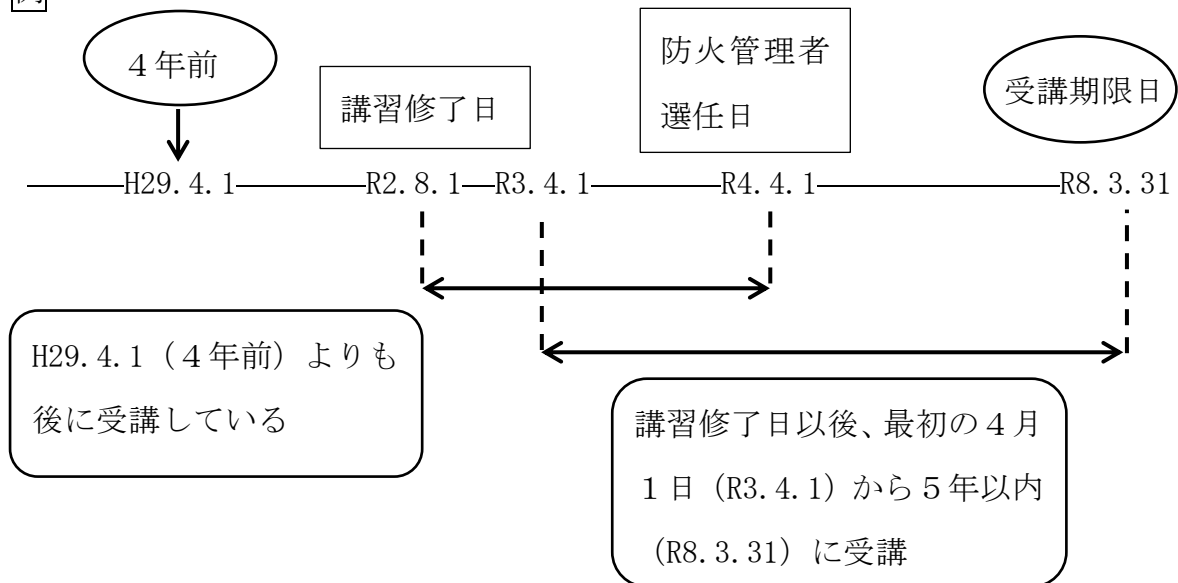
- 1 防火管理者として選任された日から4年よりも前に新規講習又は再講習（以下、「講習」という。）の課程を修了されている方は、選任された日から1年以内に受講しなければなりません。

例



- 2 防火管理者として選任された日から過去4年以内に講習の課程を修了されている方は、講習修了日以後、最初の4月1日から5年以内に受講しなければなりません。

例



ご不明な点がある場合は東海市消防本部予防課予防・査察担当までお問い合わせ下さい。